

相談室ちゅうじょ「指定一般相談支援」重要事項説明書

本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

本重要事項説明書は、当事業所と指定一般相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第5条の規定に基づき、当事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	4
8. 虐待の防止について	4
9. 秘密の保持と個人情報の保護について	5
10. 事故発生時の対応方法について	5
11. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
12. 苦情等の受付について	5

社会福祉法人 忠恕会 相談室ちゅうじょ
当事業所は山梨県の指定を受けています。
指定一般相談・指定特定相談
(事業者番号:1930102080)

1. 事業者

名称	社会福祉法人 忠恕会
所在地	山梨県山梨市大野1551-1
電話番号	0553-23-3382
代表者氏名	理事長 大野 秀博
法人の設立年月	昭和51年3月7日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定一般相談支援事業所
事業の目的・運営方針	障害者総合支援法に基づく相談支援事業の実施
事業所の名称	相談室ちゅうじょ
事業所の所在地	山梨県甲府市横根町150-1
電話番号	055-225-3955
管理者氏名	戸澤 義春
開設年月日	平成29年6月1日
時間外連絡先	・080-67571747（相談室ちゅうじょ携帯） ・「相談室ちゅうじょ」への電話も転送にて受け付けております。

3. 実施地域

山梨県

4. 営業時間

営業日・ 受付時間	月曜日～金曜日 8:30から17:30 ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く
--------------	--

5. 職員体制

〈従業員の配置は、指定基準を遵守しています。〉

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			1名
2. 相談支援専門員	3名	0名	3名	1名
3. 相談員	0名	1名	0.5名	

- ・特定事業所加算(Ⅲ)配置事業所 ・強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者:2名
- ・精神障害者地域移行支援関係者研修修了者:2名
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修了者2名

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金と支払方法

(1)基本相談支援

- ア 障害者からの相談に応じ情報を提供
- イ 市町村や障害福祉サービス事業所との連絡調整

(2)地域相談支援

①地域移行支援

- ア 地域移行支援計画の作成
- イ 入所施設や精神病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ウ 障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- エ 一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援

②地域定着支援

- ア 利用者に対する常時の連絡体制の確保
- イ 緊急時における一時的な滞在等による支援

(3)利用料・支払い方法

①サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施、地域移行支援にあたる給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。

②事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収します。

(1) 事業所から、片道概ね 15km以上 1km30 円

(高速道路・有料道路利用が必要な場合には、高速道路・有料道路利用料金も徴収します)

③相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費(実費)をお支払いいただきます。

④前記(2)・(3)、の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、請求しますので、請求後の翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

山梨中央銀行 加納岩支店 普通預金82686 フク・チュジヨカイ

⑤実費負担額(交通費等)を変更する場合は、原則としてその 2 か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替をする場合には、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様窓口等にご相談ください。

8. サービスの記録や情報の管理、開示について

(1)サービスの記録

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者による内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス提

供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2)情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じて内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

9. 苦情の受付について

(1)当事業所の苦情受付

○苦情受付窓口 管理者:戸澤義春 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00

○第三者委員

星野八重子(社会福祉法人忠恕会 評議委員)連絡先:電話055-253-6838

牧野けさみ(社会福祉法人忠恕会 評議委員)連絡先:電話0553-26-3620

(2)行政機関その他苦情受付機関

○山梨県運営適正委員会

所在地:甲府市北新1-2-1山梨県福祉プラザ4F

電話番号:055-254-8610 受付時間:8:30～17:15